

登録の要件：次のいずれも満たすこと

- 1 必須項目 5項目(①～⑤)すべての実施
- 2 選択項目 12項目中4項目以上(項目①～⑤のうち2以上、かつ項目⑥～⑫のうち2以上)の実施

1 必須項目(4分野5項目)

登録要件	取組分野	取組項目	
4分野5項目	経営理念 (経営者の自覚)	①	本取組に係る宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診
	保険者との連携	②	40歳以上従業員の健診データの保険者への提供(求めに応じ)
	健康課題の把握	③	正規従業員80%以上の定期健診受診(経営者を除く)
		④	非正規従業員への健診の受診勧奨
	受動喫煙対策	⑤	越前市たばこ対策宣言事業所の登録

2 選択項目(9分野12項目)

登録要件	取組分野	取組項目	
右記①～⑤のうち 2項目以上	対策の検討	①	健康課題に基づいた具体的目標の設定及び取組の実施
	保険者との連携	②-1	協会けんぽ福井支部「事業所健康度診断カルテ」取得(該当者のみ)
		②-2	保険者主催事業を利用した具体的な取組の実施
	健康課題の把握	③	50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
		④	従業員50%以上の歯科健診受診(経営者を含む)
ヘルスリテラシーの向上	⑤	管理職又は従業員に対する健康教育機会の設定	
右記⑥～⑫のうち 2項目以上	保健指導	⑥	対象者は保健指導又は特定保健指導を受ける(特定保健指導は30%以上)
	健康増進・ 生活習慣病予防対策	⑦	食生活の改善に向けた取組の実施
		⑧	運動機会の増進に向けた取組の実施
		⑨	女性の健康保持・増進に向けた取組の実施
	感染症予防対策	⑩	従業員の感染症予防に向けた取組の実施
	メンタルヘルス対策	⑪	メンタルヘルス不調者に対する取組の実施
危機管理対策	⑫	BCP計画の策定	

※適合又は不適合については、経済産業省 健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定基準解説書に概ね準拠する

※正規従業員とは、特定健診義務のある方(週の所定労働時間が正規従業員の3/4以上の非正規従業員を含む)とする

取組達成基準を満たす取組の例

1 必須項目（4分野5項目）

取組分野	取組項目（例）	
経営理念 （経営者の自覚）	①	事務所への掲示やHP等で本取組に係る宣言を発信し、かつ経営者が健診を受診していること
保険者との連携	②	（求めに応じて）保険者に対し40歳以上従業員の健診データを提供すること
健康課題の把握	③	年に1回定期的に健診を受診していること 健診の項目は、労働安全衛生法に基づく一般定期健診とする ※やむを得ない理由がある者を除く （産前産後休業および育児休暇により一年を超えて休業している場合等）
	④	非正規従業員へも健診の受診勧奨を行っていること
受動喫煙対策	⑤	屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）又は喫煙室の設置（空間分煙）を行っていること

2 選択項目（9分野12項目）

取組分野	取組項目（例）	
対策の検討	①	自社の健康課題を把握し、その解決に向けて目標を一つ以上設定し、具体的な取組を行っていること
保険者との連携	②-1	協会けんぽ福井支部「健康づくり宣言」を行い「事業所健康度診断カルテ」を提出すること（該当者のみ）
	②-2	保険者が実施している様々な事業を利用し、具体的な取組を行っていること
健康課題の把握	③	労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に準じて実施していること
	④	経営者自身も含み、年に1回以上定期的に歯科健診を受診していること
ヘルスリテラシー の向上	⑤	健康づくりに関する研修等を1年に1回程度開催又は外部研修を受講していること
		1か月に1回程度、全従業員に健康をテーマとした情報提供を行っていること
保健指導	⑥	特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師又は保健師による保健指導の機会を提供していることなど
健康増進・ 生活習慣病 予防対策	⑦	（例） ・ヘルシーメニューを提供する弁当事業者を利用していること ・社員食堂でヘルシーメニューを提供していること ・健康な食生活について従業員が学ぶセミナー等の機会を設けていること ・飲料の自動販売機のメニュー改善やカロリー表示していること ・栄養素に関するポスターの掲示など従業員への情報提供していること ・健康応援メニューを提供していること（飲食店の健康応援団への登録）
	⑧	（例） ・スニーカービズに取り組んでいること ・ラジオ体操に取り組んでいること ・その他、運動機会を増やす取組を継続的にやっていることなど
	⑨	女性の健康課題等に関する理解促進のための研修やセミナーを実施していることなど
感染症 予防対策	⑩	アルコール消毒液の設置やマスクの配布していることなど
メンタルヘルス対策	⑪	メンタルヘルスに関する社内での相談窓口の設置及び当該窓口の従業員への周知していることなど
危機管理対策	⑫	リスクマネジメントの一環として、緊急事態に備えること